資料３



静岡市における再犯防止の推進について

静岡市 保健福祉長寿局
健康福祉部 福祉総務課

四條　圭悟

静岡市



政令指定都市
人口　　663,751 人（R8.8月末時点）
世帯数　330,796世帯
面積　　約1,411㎢（日本で5番目に大きい市）



静岡市再犯防止推進計画の策定

Ｈ２８　「再犯の防止等の推進に関する法律」施行

Ｈ２９　「再犯防止推進計画（国）」策定

Ｒ２　「静岡県再犯防止推進計画」策定

庁内会議　外部会議　国関係機関への相談

民間支援団体との協議　パブリックコメント

Ｒ３　「静岡市再犯防止推進計画」を策定

Ｒ５　「第２次静岡市再犯防止推進計画」を策定

第2次 静岡市再犯防止推進計画（令和5～10年度）

策定の趣旨

全国的に犯罪の発生件数は減少していますが、警察等に検挙された人のうち再び犯罪をしてしまった人の割合（再犯者率）は全国で48.6%(令和３年)であり、実に犯罪をした人の２人に１人は再犯者という状況です。このことを受け、平成２８年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌２９年には国による再犯防止推進計画が策定され、様々な対応が進められています。

本市における再犯者率も48.4%(令和３年)と国と同様高く、犯罪を減らすには再犯者への対応が重要となっています。本市としても再犯防止に関する事業を総合的に推進していくための計画を策定し、市民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、全ての人が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで**再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、**誰もが安心して暮らすことのできる**安全な社会の実現**を目指す。

基本方針

市民の暮らしに最も近い基礎自治体として、

①「**誰一人取り残さない**」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。

②犯罪をした者等の特性に応じた、**切れ目のない**、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。

③**犯罪被害者の存在を十分に認識**し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。

④再犯防止施策は、**社会情勢等に応じた**効果的なものにします。

⑤市民にとって再犯防止施策は身近なものでないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく**効果的に広報**し、広く**市民の関心と理解**を得ます。

改定のポイント

◎**成果指標**の設定
前計画なし　⇒　今回計画で設定しPDCAで評価

◎重点施策に**「就労支援」**と**「住居確保」**
・誰もが活躍のまちづくり計画など他計画とも連携し、就労支援強化
・入居困難な人の支援をする居住支援法人との連携
⇒　支援希望者への　支援充足率　100%　を目指す。

◎生きづらさを抱える人を取り残さない
⇒　地域で受け入れるための取組拡大⇒再犯防止に**理解のある市民**を増やす。

成果指標（KPI）	策定時	R10目標
静岡市の再犯者数	465人	380人
立ち直りに協力した い市民の割合	12.4%	20%以上
保護司の認知度	38.6%	50%以上

（※計画期間中、重点事業や個別施策について見直しを行い、新規事業等は随時更新していきます。）

（静岡市らしさ）計画の特徴

○市民が市民に寄り添う支援

再犯防止相談支援事業（令和３年度から継続）・・・**更生保護に理解のある市民**が、犯罪をした者等の行政機関への手続の相談窓口に付き添い、福祉等の必要な支援につなげる。**ＳＤＧｓ未来都市**として、**市民と協働して「誰一人取り残さない」地域社会の実現**。

○「就労支援」と「住居確保」の充実

重点課題として、「就労支援」と「住居確保」を掲げ、他計画の事業とも連携しながら、基礎自治体だからこそ可能な、実効性のある施策を行います。（※右頁参照）

○３矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所）等との連携

静岡市内には、静岡刑務所、駿府学園（少年院）、静岡少年鑑別所の３つの矯正施設があるという特徴があります。これらのほか、**保護観察所、検察庁等の国の機関や、弁護士会等の民間団体と互いの事業や取組について定期的に情報提供し、広報に関する協力や事業の連携**を図っています。

関連施策の体系

関連施策は犯罪や非行をした人に限らず、誰もが利用できるものです。

※掲載事業については、予算措置の状況により変更が生じる可能性があります。

基本施策	現状（全国の状況）	市の関連施策の例（R５年度時点）
就労支援の充実【重点】	・刑務所に再び入所する者の７割以上は再犯時に無職。 ・保護観察終了時に仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約３倍。	【就労の確保】 ・入札参加資格認定時 協力雇用主に加点 ・高齢者就労促進事業 ・生活保護受給者等就労体験・職業訓練 ・就労自立促進事業 ・誰もが活躍支援プロジェクト検討事業 ・就職氷河期世代再チャレンジ支援事業
住居確保と支援【重点】	・刑務所満期出所者の約４割が適当な住居が確保されないまま出所。	【住居の確保】 ・生活困窮者住居確保給付金事業 ・生活困窮者一時生活支援事業 ・養護老人ホームの設置・管理 ・セーフティネット住宅登録制度 ・居住不安定者等居宅生活移行支援事業
保健医療・福祉サービスの利用促進等 **・高齢・障がい** **・薬物等依存症** **・少年・若年者** **・特性に応じた効果的な指導**	・高齢者や障がい等を有する人で犯罪をしてしまった者は短期間で再犯の傾向がある。 ・薬物事犯者は、同時に薬物依存症でもある。 ・各々の特性を理解した上での継続的な支援が必要。 ・犯罪をした者等が被害者の心情を理解し、自らの責任を自覚して努力させることが必要。 ・少年院入院者の３割近く、刑務所入所者の４割近くが高校に進学しない。	・再犯防止相談支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進事業 ・高齢者実態調査 ・依存症対策事業 ・障害者相談支援事業 ・スクールカウンセリング事業 ・スクールソーシャルワーカー事業 ・少年補導の実施 ・生活困窮者子どもの学習意欲向上 ・配偶者暴力相談支援センター事業 ・触法少年・ぐ犯少年の少年鑑別所見学 ・こころの健康センター 相談事業
民間協力者の活動促進、広報・啓発活動	・民間ボランティアが減少傾向、地域社会の人間関係希薄化。 ・再犯防止施策は市民に身近でなく、理解・協力を得にくい。	・再犯防止に関する支援者養成講座 ・協力雇用主に加点（再掲） ・保護司会連絡協議会への補助金の交付 ・更生保護サポートセンターへの支援 ・社会を明るくする運動 ・人権啓発活動
国・民間団体等との連携強化	・国の支援は原則として刑事司法手続の期間に限定。 ・刑事司法手続を離れた者に対する支援は地方公共団体が民間等と連携して実施。	・仮釈放予定受刑者による社会貢献活動 ・全国再犯防止推進会議等への参加 ・静岡市再犯防止推進協議会の開催

※計画の対象者は再犯防止推進法第２条第１項の「犯罪をした者等」（有罪となって刑務所に入所した者だけでなく、罰金刑になったり、起訴猶予になった者等も含みます。）



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

静岡市再犯防止推進事業

付添い支援

伴走型支援

再犯防止に関する支援者養成講座

付添い支援

事業概要

・満期出所や執行猶予等で保護観察がつかない人を対象とし、
行政等の支援窓口での相談・手続きに付添い、
支援を必要とする方を適切な支援制度に結びつける。
・市が委嘱する静岡市再犯防止推進員が支援を実施。

関係機関からの相談・情報提供

↓

再犯防止推進員へ付添い支援を依頼

↓

付添い支援の実施

実績

R3	R4	R5	R6	R7
6件	5件	3件	8件	8件





伴走型支援

事業概要

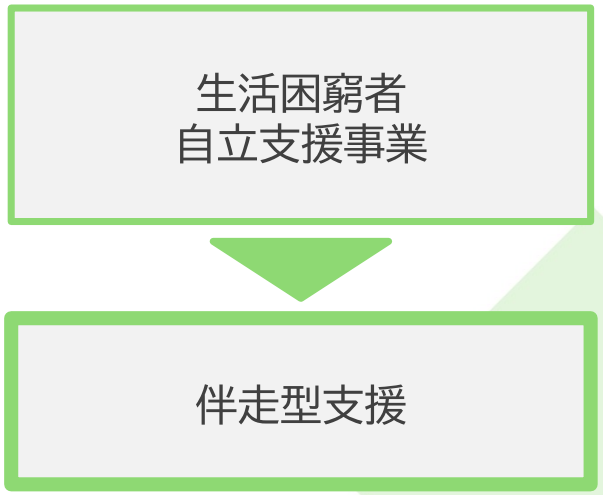
・各区の暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮の相談窓口）に相談員を配置。
・２年間を目安として、ひと月に１～２回程度、同センター窓口での面談、電話連絡、訪問等を行い、相談や助言を行う。
・様々な困りごとの相談ノウハウを活かし、必要な支援につなげる。

支援対象者

・静岡市に住む犯罪をした者等
（警察で微罪処分になった者、
検察庁で起訴猶予処分になった者なども含む）

委託先

・静岡市社会福祉協議会

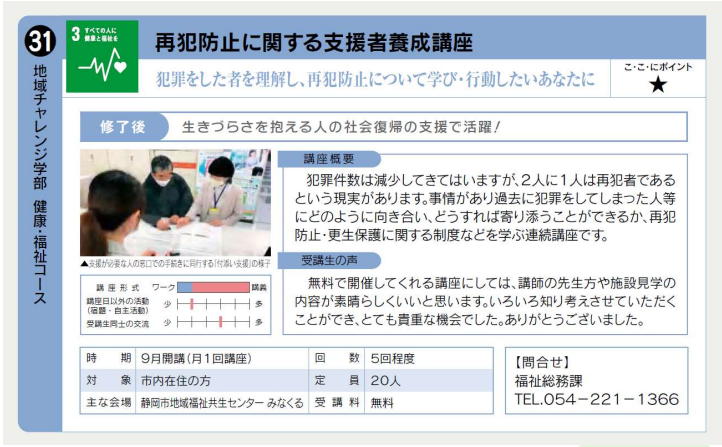


生活困窮状態を脱した後も、
出所等から2年を目安に支援
（支援終了は対象者の意向による）

再犯防止に関する支援者養成講座

事業概要

・再犯防止や更生保護について、理解のある市民を増やし、
生きづらさを抱える人の社会復帰のサポート役を担える
支援者を養成する。
・講座修了後、支援者として関わりたいと希望する市民について、
付添い支援を行う再犯防止推進員として委嘱する。



31 地域チャレンジ学部 健康・福祉コース

3 すべての人に健康と福祉を

再犯防止に関する支援者養成講座

犯罪をした者を理解し、再犯防止について学び・行動したいあなたに

こ・こ・にポイント ★

修了後　生きづらさを抱える人の社会復帰の支援で活躍！

▲支援が必要な人の社会での手続きに同行する「付添い支援」の様子

講座形式　ワーク　講義
講座日以外の活動（宿題・自主活動）　少　多
受講生同士の交流　少　多

講座概要

犯罪件数は減少してきてはいますが、2人に1人は再犯者であるという現実があります。事情があり過去に犯罪をしてしまった人等にどのように向き合い、どうすれば寄り添うことができるか、再犯防止・更生保護に関する制度などを学ぶ連続講座です。

受講生の声

無料で開催してくれる講座にしては、講師の先生方や施設見学の内容が素晴らしくいいと思います。いろいろ知り考えさせていただくことができ、とても貴重な機会でした。ありがとうございました。

時　期	9月開講（月1回講座）	回　数	5回程度
対　象	市内在住の方	定　員	20人
主な会場	静岡市地域福祉共生センター みなくる	受講料	無料

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054−221−1366

講師依頼先

・地方検察庁　・保護観察所　・保護司会
・矯正施設　・公共職業安定所　・就労支援事業者機構
・協力雇用主会　・更生保護法人　・居住支援法人　など



再犯防止推進協議会について

- 設置目的　再犯防止施策の進行管理のため
- 構成員

 会長：更生保護就労支援事業者機構　理事

 検察庁・刑務所・保護観察所・公共職業安定所

 県弁護士会・学識経験者・居住支援法人・公募市民等

- 開催時期　年複数回開催

 Ｒ８年度は８月に第1回を開催。次回は年明け頃を予定している。

再犯防止に取り組む意義

対象者は“すべて”の市民

・犯罪や非行をした人の中にも、高齢や障害、生活困窮、依存症など、
様々な生きづらさを抱える人がいる。
・犯罪や非行の有無にかかわらず、すべての市民に寄り添い、
生きづらさを抱える人を必要な支援につなげていく。

再犯防止における市役所の役割

・「誰かがやってくれる」でなく、「ともに支え合える」地域社会づくり。
・まずは再犯防止や更生保護を知り、理解してくれる市民を増やす。
・直接の支援と合わせて、市民に広めていく取り組みが役割として求められる。

再犯を減らすこと＝安心・安全な社会の実現

・犯罪をした人の約半数が再犯者。
・再犯を減らすことは、新たな被害者を生まないことにつながる。
・直接的な支援、市民への啓発活動などの再犯防止事業に取り組むことで、
誰もが安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現につながる。



ご清聴ありがとうございました